

交通事故被害者の会

第28号

2009年1月10日(年3回発行) TEL 011-233-5130 FAX 011-233-5135

E-mail hk-higaisha@nifty.com ホームページ <http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/>

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事故被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。年3回の会報が送られ、毎月の例会に参加できます。例会時に当事者同士としての相談も受けています。(例会の日程はp 12)

発行 北海道交通事故被害者の会
代表 前田 敏章

事務局

060-0001 札幌市中央区北1条西9丁目
ノースキャピタルビル4階

交通死、遺された親の叫び

札幌市西区 前田 敏章

高校2年の長女千尋(ちひろ)は、1995年10月25日17時50分、学校帰りの歩行中、後ろから来たワゴン車に5メートルあまりはねとばされ、頸椎骨折、頭蓋内出血により即死させられた。

3週間後の修学旅行を楽しみに青春を謳歌していた千尋は「通り魔殺人」的被害により、わずか17歳5か月でその未来、その全てを一方的に奪われたのである。

加害者(35歳女性)は、手数料のかからない18時までに銀行に着きたいと、ことさら急いでおり、時刻を知るためのカーラジオ操作で前方不注視のまま車を疾駆させ、赤い傘をさした千尋を、ブレーキも踏まずにはねた。

通勤通学者が多い道路であることを熟知しながら、前を見ないで運転するという「未必の故意」に対し、札幌地裁は禁錮1年執行猶予3年というあまりに軽い判決。また、現場の市道(千歳市)は十分な広さがありながら、国の街路計画とJRの高架化検討のはざままで歩道が未設置であった。

千尋は、交通犯罪に寛容でクルマの便宜を優先し歩行者の安全は後回しという「クルマ優先社会」の犠牲になった。

遺族は、千尋の無念さを思うたびに胸が張り裂けそうになり、千尋からの「私は、なぜこんな目に遭わなくてはならなかったの」「私がその全てを失ったこの犠牲は報われているの」との問いかけに答えなくてはならないと思う。

現代の最大の人権侵害である交通犯罪被害の絶滅を願う。

<http://www.ne.jp/asahi/remember/chihiro/> (交通死、遺された親の叫び)

(「いのちのパネル」より)



前田 千尋 17歳

【今号の内容】

特集・・・2008年秋のフォーラム・全国大会の報告

10/18「フォーラム交通事故 2008」 挨拶・訴え 弁護士提言 関係機関挨拶

11/16「世界道路交通犠牲者の日() 札幌フォーラム ~交通死ゼロへの提言~」

11/30「犯罪被害者週間全国大会 2008」(高石、高橋、山下、佐藤、中島、白倉)

公判前整理手続への被害者側参加を求め、法務省へ要望書提出

「世界道路交通犠牲者の日」は、1993年にイギリスのNGO「ロードピース」によって「交通被害者追悼の日」というイベントが行われ、その後ヨーロッパを中心に支持が広がり、世界保健機関(WHO)が共同提唱。2005年の国連総会で「毎年11月の第3日曜日を『世界道路交通犠牲者の日』とし、加盟国と国際社会が、交通被害者やその家族を適切に認識するための日とすることを要請する」と決議されたものです。日本では昨年、京都の被害遺族である今井博之氏によってWHOの「指針」が邦訳、紹介され、各地での取り組みにつながりました。

「フォーラム・交通事故 2008」

10/18 かでる2・7

交通事故被害者の現状と司法制度の課題

～裁判員制度・被害者参加制度と公正裁判～

9回目となった公開フォーラムは、関係機関や一般の方、そして会員など、約70人が集い、小野茂、細野雅弘両副代表の司会で貴重な討議が行われました。

以下報告ですが、訴えのうち、白倉 裕美子さん(南幌町)の「真実を求めて、調書の早期開示と、公判前整理手続の見直しを」は紙面の関係で割愛させて頂きました。全国大会での発言(p10)を参照して下さい。また、中原智子さん(安平町)の「死人に口なしの不当捜査、踏みじられた息子の名誉と尊厳」(会報24号 p8)は、本人が出席できず、荻野京子世話人が代読しました。



主催者挨拶

交通事故被害者の現状と司法制度の課題

代表 前田 敏章

私たちの共通の願いは交通死傷被害ゼロの社会実現です。そのために必要な被害者の視点に立った施策は、2005年4月に施行された犯罪被害者等基本法で強調され、「(犯罪被害者の)権利利益の保護が図られる社会の実現」ということも明記されました。私たち当事者にとってこれは画期的で、まさに希望の光であったわけです。そして第2段階である基本計画が政府によって決定され、その具体化が進みました。司法制度に関わっては、刑事手続きへの参加の道が開かれ、これまで刑事裁判では証拠品に過ぎなかった被害者が、当事者として正當に扱われる一歩が刻まれました。

しかし、まだ大きな問題が残されているのです。刑事手続き参加の前提条件ともなるべき、被害者の知る権利が不当に制限されたままになっており、交通事件捜査と起訴に至るまでの過程での公正さが損なわれ、真実から遠いところでの裁きという現実が

残されているからです。

もう一つ、来年5月から実施予定の裁判員制度との関わりです。裁判員制度は基本法の制定など被害者の権利利益とは別の視点から既に構想されていたのですが、「迅速に、わかりやすく」と設けられた「公判前整理手続」が、被害者参加制度の趣旨にも反し、被告と被告側弁護人は参加できるのに、被害者側は参加できないという制度不備を抱えたままなのです。裁判員の負担を軽くするために、肝腎の被害者の参加や権利が制限されることは本末転倒であり、市民を不公正な裁きに巻き込む事にもなってしまいます。この問題については、会として正式に要望書を提出したいと考えているところです。

このことも含め、今日のフォーラムでの討議内容は、11月30日東京で行われる「犯罪被害者週間全国大会」にも反映させたいと考えています。

関係機関や道民の方々に交通事故を含む犯罪被害者の現状と課題をより深く理解いただき、連携を強める中で犯罪・事故のない社会づくりに当事者としても貢献していきたいと思っております。

訴え

私の被害体験

札幌市 太田 澄子

私は9年前の冬、友人と2人で横断歩道を青信号で渡っていて右折してきた車にぶつけられ左足を負傷しました。その日から座る事も歩く事も出来なくなり長い入院生活。元気だけがとりえだった私の生活は激変し、主婦なのに買い物すら行けず、家事も出来ず、家族の援助なしには生活できなくなりました。

家から病院でのリハビリに通うハイヤー代がかかり、その立替えが高額になったので保険会社に請求すると、一通の封書が裁判所から届きました。「出頭」という文字を見て、「えーっ、私は何も悪い事していない」と、心が震えました。お金を払いたくない保険会社から調停をかけられたのです。素人では対応出来ないと思い弁護士に依頼しました。月に一度の調停は3年半に渡り、私を苦しめ続けました。調停委員は、「通院にハイヤーが必要」と記載した医学的所見さえ否定しようとしたのです。それ迄「リハビリ頑張っただけ」と言っていた担当医も私が調停になった事を話すと態度が一変、「貴女の味方は出来なく

なったよ」と、その後の診断書を書く事さえ嫌がりました。(後でカルテ開示をすると、損保会社の名詞が貼ってあった)医師は調停など面倒な事にわりたく無かったようです。保険会社は私が受診した事もない医師の診断書と、加害者の嘘の調書まで付けて交通費の支払いを拒否したのです。そして、私が歩けないのは精神的性、既往症にしようといわれ続けました。これは弁護士さんから聞いたのですが精神的、更年期障害、老化等という病名だと、賠償を抑える事が出来るそうです。

私はカルテ開示を請求し、正しい診断を求めて数軒の病院を回りましたが、担当医は私に直接告げないまま症状固定としてしまい、それからはハイヤー代と共に治療代も自己負担。我が家の経済的負担として重くのしかかりました。

その後、損保料率機構「自算会」に後遺症認定の申請をしましたが、担当医が必要な検査もしてくれず、後遺症認定診断書の記載もいい加減でした。私は、保険会社と関係ない他の医療機関へ行き、「先生、

助けて下さい。歩けなくて困っているのです」と泣きながら今迄の事を話しました。その医師は黙って頷き、自ら検査して下さいました。その医師が書いた診断書に基づきようやく認定になったのは、事故から3年も経っての事でした。

その頃、加害者は「がん」で死亡し、遺族は相続放棄を裁判所に提出。そしてこの件など後から委任した弁護士に信頼が出来ず、解任届を提出しましたが、その弁護士から嫌がらせの電話や書面が続き、2ヶ月経っても書類の返還もされず、私は困って弁護士会に調停を申し立てました。

こうして、裁判所では損害賠償、弁護士会には紛議調停の件と、同時に二つの案件を抱える事になり、紛議調停は不成立になりましたが、私はそれだけで精神的に疲れ、もう事故の件を闘う気力もありませんでした。最後の調停は、保険会社専任弁護士、保険会社が委任した医師、保険会社出身の調停委員という損保会社有利の形で、素人の私一人を追い詰めました。調停は成立にいたりましたが、私が示談したのは、こんな重すぎる悩みから開放されたい、ただ、ただ、その思いだけだったのです。

私の事件は振り返ると五つの問題があります。

道路の構造上の問題～分離信号機があれば、怪我をせずにすんだと思います。医療の問題。自賠責保険の問題～限度額が120万円と昭和30年に制定されたまま、今の時代に適應せず低額です。司法上の問題。後遺症認定の問題～後遺症等級は自算会が障害に応じて1級から14級迄認定しているが、簡素な後遺症診断書で専門の医師の面談もなく、業務に損保会社が関わっているため、慰謝料、逸失利益、過失割合など実態に見合う認定がなされず、基準通りの賠償がなされないのです。

また、被害者は後遺症に苦しみながら法廷に立たされるのに、この事故の責任がある加害者は、調停の場に一度も出席することなく、謝ってくれるよう保険会社に求めましたが、それさえも受け入れられませんでした。

司法は平等ではありませんでした。民主主義という法律を遵守しなければならない裁判所における密室でのあの日々は、被害者いじめ、人権侵害といっても過言ではありませんでした。司法は被害者を守るものであって欲しいと強く思います。

被害者は怪我が完治していないのに症状固定という言葉で突然医師に治療を中止され、次は認定されるかどうかの不安、認定されても払い済りの保険会社から調停や裁判にかけられ、正当な補償さえ受けられない、こんな現実があります。

なぜ、被害者が自分で治療費、交通費、弁護士費用など経済的負担をしなければならないのか。なぜ、症状に見合う正当な後遺症等級に認定されないのか、なぜ損保会社の払い済りの為に調停や裁判にかけられるのか。様々な疑問が残ります。被害者の会で知り合った多くの人が、こうして、医師、司法関係者、

損保会社に二次被害、三次被害で苦しめられているのです。お金がなければ治療さえ受けられず、生活さえ、生きていくことさえできなくなるのです。

被害者がどうしてこんな思いをしなければならいのでしょうか。その全ての原因は、自賠責保険の限度額が低く、それを超えたものは営利を目的とする損害保険会社が請け負っている為です。被害者が損保会社の営利の具に翻弄されずに正当な損害賠償が支払われるよう、自賠責保険に一本化されます事を切に望みます。自動車損害賠償保障法第三条には「その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる」とあります。司法は、被害者を守るもので在って欲しいと強く思います。

事故に遭い歩けなくなり、二次被害で途方に暮れていたその時、私は被害者の会に出会いました。悩んでいた私に耳を傾け、支えて頂き有難かった。私の足も苦しいりハビリにより、こうして少しずつ改善してきました。ひとつしかない命だから、一度しかない人生だから、後を振り向かないで、私は前を向いて生きようと思っていました。でも、怪我をした人にこんな理不尽な思いをさせてはいけない、その思いで私の体験を聞いて頂く事にしました。そして、事故で尊い命を奪われたご家族の深い悲しみ思う時、生きている私たちが声をあげなければならないと思いました。交通事故のない世の中であってほしい、と。



「犯罪被害者週間国民のつどい」旭川会場での「いのちパネル展」(1月25日、旭川ターミナルホテル)

副代表の細野さんが神奈川県へ

昨年より副代表を務められ、HP、パネル展、そして体験講話と、幅広く活動を支援して頂いていた細野雅弘さんが、お仕事の関係で昨年12月、神奈川県藤沢市に引っ越しされました。本当に残念で寂しくなりますが、これからも道外会員としてお付き合い願います。新天地でのご活躍を祈念します。

以下、細野さんからのメッセージです。

「この度、仕事の都合により神奈川県に転居いたしました。事故から5年経ちましたが、これまで被害者の会の方々には、メンタル面・裁判に関する支援などで大変お世話になりました。今後とも会の活動ならびに交通事故の根絶には関心を持ってまいりたいと考えております。会員の皆様もお体を大切にお過ごしください。お祈り申し上げます」

なお、細野さんの取り組みは、ノンフィクション小説『11時間 お腹の赤ちゃんは「人」ではないのですか』(小学館 2007年7月)で取り上げられました。著者の江花優子さんは、昨年11月、『君は誰に殺されたのですか パロマ湯沸器事件の真実』(新潮社)を出版しました。こちらも貴重な著作です。この機会にお知らせします。

提言要旨

刑事裁判への被害者参加制度について

札幌弁護士会 犯罪被害者支援委員会 内藤 裕次

被害者参加制度の概要



刑事裁判の手続きの中に被害者が参加していくという制度は、今年の12月1日から実施されます。対象犯罪は限定されていますが、交通事故犯も危険運転であっても過失犯であっても対象になります。いつ参加出来るのかというと、検察官が起訴した後の段階になります。具体的なイメージですが、傍聴席から柵を越えて法廷の左側、検察官の隣に座るといふ事になり、証人尋問、被告人に対して質問する事、そして意見陳述、大きくこの三つが出来るようになりました。

証人尋問は犯罪事実の立証ではなく、反省の状況や被害弁償の意志などを証言する情状証人に限られます。犯情(動機や手口、常習性という犯罪に関する情状)は除かれ、供述の証明力を争う場合という制約があります。例えば、弁護人の方で請求していない証人を呼んで質問をしたいというニーズがあっても、これは出来ず、あくまで弁護人が請求した証人について、本当の事なのか、嘘ではないのか、という方向性での質問に限定されます。

証人尋問は犯罪事実の立証ではなく、反省の状況や被害弁償の意志などを証言する情状証人に限られます。犯情(動機や手口、常習性という犯罪に関する情状)は除かれ、供述の証明力を争う場合という制約があります。例えば、弁護人の方で請求していない証人を呼んで質問をしたいというニーズがあっても、これは出来ず、あくまで弁護人が請求した証人について、本当の事なのか、嘘ではないのか、という方向性での質問に限定されます。

質問は被害者自身が出来ます。もちろん、しなくても良いのです。検察官に頼んで、あるいは弁護士に依頼して代わりにという事でもかまいません。いずれにしても被害者の意向を反映出来るような尋問が出来るという事です。

被告人質問はそんなに限定はありません。意見陳述のためと法文上は書いてありますが、先に意見陳述を考えて、それをねらって質問するというのももちろんあるのですが、必ずしもそうではなく、初めて法廷で出てきた事に対して質問し、その結果意見陳述をすれば良いという事で、実際上そんなに制約はないと考えて良いと思います。

最後の意見陳述ですが、事実または法令の適用について陳述できます。さらに、求刑も出来、懲役10年にして下さいとか、法律上の上限一杯にとか、そういう意見も出せます。ただ、訴因の範囲内という限定があるのです。例えば検察からは自動車運転過失致死傷罪で立件したが、明らかに酒の量も尋常じゃないし、正常な運転が出来るわけがないという事で、被害者の方が危険運転致死罪を前提として最後の意見陳述をするというようなことは残念ながら出来ません。

現状の制度でも被害者は意見陳述できますが、それは、犯罪に関する心情。今回それが廃止になるわけではなく並行して行われます。違いは、心情に関する意見陳述は証拠になりませんが、今回の意見陳述

は証拠とはならず、あくまでも意見として聞くだけという事になります。ただ、自分自身の口で刑は10年とか15年とか言えることには意義があると思います。

公判前整理手続と関係での問題点

刑事裁判に参加できるのは公判中です。公判前整理手続は非公開ですので参加できません。ここで何をするかというと、こういう証拠を出します、これは出しませんとか、ここについて争いましょうとか、争点整理をします。ここに被害者の意向が反映されないのが問題です。これを打破するためにどういふ事があるのかというと、「検察官の権限行使について意見を言えます」という条文が出来、検察官はそれに対して説明をする義務も出来ました。これを根拠に被害者が意見を言う形に出来ないかと思いません。参加制度を形骸化しないために、この条文上の規定を使って、検察官とのコミュニケーションを図ることになるのかなと思っています。検察官の権限行使には公判前整理手続にどういった主張の整理をするのかという事も含まれますので、当然、被害者側も情報を得て、検察官が公判前整理手続に臨む前に意見を言う事も出来ます。なぜ被害者の意向を反映させなかったのかという事も検察官は説明しなくてはいけない義務を持っている事になります。そのところを形骸化させないことがこれからの問題だと思います。

記録の閲覧についてですが、最高検の方で弾力的運用という通達を出したそうですが、公判前の段階で閲覧できるようになるのではないかと思っています。運用なのでどの程度開示されるのか検察官が考えるところで、全てオープンということには直ぐにはならないと思います。

最後に、国選の被害者参加弁護士制度というのが出来るようになりました。国選ですから国がお金を出してという事になります。弁護士会の方でも、国選の被害者参加弁護士という登録をして、要請があれば対応をするというように動いている状況です。

(編集者注)

公判前の開示について、最高検は9月5日付通達で、刑事裁判参加の新制度導入に伴い、供述調書や実況見分調書について遺族や被害者側からの要望があれば初公判前の捜査資料開示に応じるよう通達したことが報じられました。(「道新」11月15日付)

また、不起訴記録の開示についても、法務省刑事局は、これまで民事訴訟提起の場合に限ってた被害者等への閲覧を、被害者参加対象事件の被害者等へは「事件の内容を知ること」等を目的とする場合であっても原則として認めるとの開示対象を若干拡げる通達を11月9日付で出しました。(「毎日新聞」12月9日付)

提言要旨

刑事裁判の記録開示の問題

弁護士 青野 渉



記録開示の現状

(下図参照)

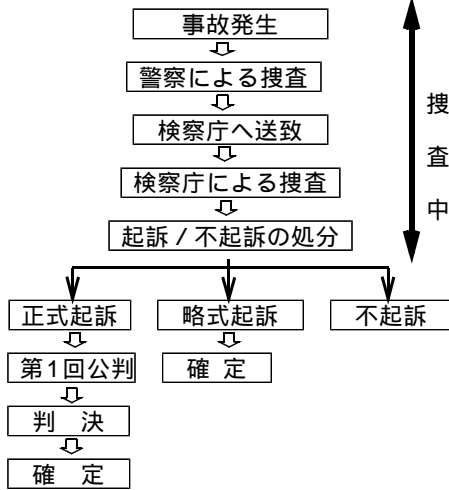
(1) 不起訴記録については、刑事訴訟法47条の規定で制限されているが、交通事犯については、但書を柔軟に解釈し、実況見分調書については不起訴処分後に限り開示を認めている。() また、被害者保護のため、平成12年と16年に、法務省刑事局から

通達が出され、客観的な記録(写真撮影報告書、信号サイクルに関する捜査報告書、検視調書、鑑定書)については柔軟に開示。供述調書についても、代替性がない場合には、開示を認めることがあるとされている。

(2) 起訴事案については、犯罪被害者保護法3条によって第1回公判後、訴訟記録を、閲覧・謄写できることになった。

(3) 確定記録については、原則として閲覧(条文では「閲覧」となっているが、現在はコピーも可)が可能とされている。(刑事訴訟法53条、確定訴訟記録法)しかし、「不提出記録」(捜査機関が、捜査の過程で作成・収集した証拠資料であるが、検察庁の判断で、裁判所に提出されなかったもの)については、法令・通達等が全くない。ただし、実際には(1)と同様の基準で開示を認めているものと思われる。

刑事記録開示の法的根拠



不起訴記録：刑事訴訟法47条但書、法務省刑事局長通達(H12、H16)
公判提出記録：犯罪被害者保護法3条
公判提出記録：刑事訴訟法53条、刑事確定記録法
不提出記録：根拠規定なし。ただし、に準じて扱われている。

刑事訴訟法47条「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。

記録開示の問題点

1 番目は、捜査中は一切見られないという時期の問題。裁判が始まってから書類を見ておかしきと言っても、今更どうしようもないというケースがある。例えば、ブレーキ痕の位置が、どう考えてもこんな場所に在ったはずがないのに、実況見分調書の図面には黒々と書いてあるというケース。そういうケースにかぎって、ブレーキ痕の写真は添付されていない。早期に開示を受けていれば、被害者の方で「おかしきのではないか」などと言えるはずだった。早期開示ということが一番の問題。

2 番目は開示の範囲の問題。不起訴になった場合には実況見分調書しか見られず、目撃者の供述など見る事ができないこと、そして不提出記録が公判後も認められないというのは大きな問題。

3 番目は廃棄処分の問題。裁判記録については、刑事確定訴訟記録法が、5年未満の懲役・禁固刑の裁判の場合には5年。罰金の場合には3年と定めているが、時間が経つと見られなくなるという問題。

そして不起訴処分の場合は、検察庁の内部規程(事件事務規程と記録事務規程)によると、自動車運転過失致死傷罪については、原則5年だが、被疑者死亡の場合には1年となっている。これは先ほどご紹介のあった中原さんのケースで、加害者の方は悪くないと言って、亡くなった人は何も言えず被疑者扱いということが結構ある。そういう場合こそ保管しておいてもらいたいのだが、1年で廃棄という扱いは如何なものか。中原さんのケースで言うところ、民事裁判の時に実況見分調書だけを取り寄せたようだが、信号が赤か青かという問題以前に、衝突後のブレーキ痕から相手側の速度超過が明白。検察官とか警察官もそう思ったはずだが、なぜか被疑者死亡で不起訴処分になり、記録も全部捨てられてしまった。

早期開示の意義、1~2週間で見せるべき

外国などでは早い段階で開示をしている例もあるが、支障は無い。実況見分調書は、1~2週間で見せるべき。見せた事による支障は全く考えられない。

見せる事によって利点はある。被害者の方が一番厳しく見るので、警察官も、事故現場がまだ残っている状況で開示することになれば、いい加減な捜査は出来ない。現場に行かないでねつ造したとかいう新聞報道が時々あるが、そういう事をさせないためにも必要。犯罪捜査規範という警察官の教科書にも、現場でブレーキ痕などの重要な痕跡は必ず写真にとる、と書いてあるが、実際には、写真すら撮影していないケースもある。早期に開示するものと思えば警察官も真剣になる。早期開示は実現して欲しい。

被害者参加制度への期待

先ほど内藤弁護士が話したように、公判前整理手続に被害者は参加できないが、どのように争点を絞り整理するのかについて検事は被害者に説明する義務がある。説明してもらうには調書が見られなかったら話にならないので、起訴されたら第1回公判の前に見られるようにしてもらわないと、知らないうちに整理がされてしまい、被害者の思っている事と全然違う裁判が行われてしまうという可能性がある。12月以降、実際の運用をみて、不当な扱いがあれば被害者の団体から、申し入れる事も必要。

挨拶 相談に応じます

法テラス札幌 副所長・弁護士 作間 豪昭

札幌の他に旭川、函館、釧路の合計4つの地方事務所がありますが、今まで法律的な救済が手の届かなかった方々にも救済が得られるようにとの目的で運営されています。交通事故など犯罪被害者の方への支援も大きな業務内容の一つで、電話や面談でのご相談に力を入れています。また、精通弁護士（犯罪被害者支援の経験、あるいは、深い理解のある弁護士の方々）のリストを弁護士会と協力して備え、紹介も行っていますし、依頼の費用がないという方々に対し民事法律扶助制度という事業もあります。まずはご連絡を頂ければ、色々なご相談に応じる事が出来ます。



被害者参加制度に関連して、もし自分で弁護士を依頼する事が出来ない方については、国が費用を出して国選被害者参加弁護士を選定してもらい、サポートしてもらおう事が出来るようになりました。具体的には、被害者参加の許可を得られた被害者参加の方が、法テラスを通じて裁判所に国選被害者参加弁護士を選定して欲しいという請求をし、法テラスでは、被害者の方の意見を伺って弁護士の選定を行い通知し、最終的に裁判所が国選弁護士を決めます。今後、犯罪被害者支援委員会とも緊密な連携をとって、被害に遭われた方に少しでもお手伝いできるとように努めて参りたいと思っています。

ここに伺い、太田さんや白倉さん達のお話を聞かせて頂き、私どもの業務に生かしたいと思います。皆様方はもとより、お近くにお困りの方がいらしたら、法テラスの事をお伝え下さい。

挨拶 相談室の活動について

道犯罪被害者相談室 総括支援活動員 渡辺 謠子

このフォーラムには何度か参加させてさせて頂いて勉強しております。当被害者相談室は平成9年5月に開設されました。年間1千件ほどの相談を受けております。これまで、主にカウンセリングを通じて被害者の悩み、心のケアについて支援・援助をしてきました。昨年3月、公安委員会より早期援助団体の指定を受け、早い段階から被害者の情報を警察から提供して頂く事が可能になり、支援活動の場が広がっています。指定後の直接支援活動として、自宅訪問を2回、それから病院付き添いを8回ほど実施致しました。また、昨年8月からは道の委託で、北海道被害者等総合相談窓口となりました。相談を受ける支援委員として責任の重さを感じているところです。

被害者の方々の求める支援というのは時間と共に



変化してきますから、そのニーズに応えるために、幅広い関係者の協力が必要になってくると思います。関係機関がそれぞれの専門性を発揮した活動を行う事が、途切れの無い総合的な支援の実現につながると考えております。そして、国民の正しい被害者理解のために、支援の現場でお聞きする被害者の方々の声を伝えていくということも、私達支援者の大きな使命と思います。被害者の方々の声を真摯に受け止め、そして被害者の方々の心の回復力を信じて、お手伝いが必要な時にはそっと寄り添って支援をしていく、そういうスタンスでこれからも活動していきたいと思っております。

今日、被害者と遺族になられた方々のお話をお聞きしまして、被害者でありながら不当な扱いをいろいろなところで受けているという事も改めて実感しました。これからも勉強させて頂きたいと思っております。

挨拶 道民理解を得る活動を推進

道環境生活部くらし安全課 主幹 川崎 昭博

被害者の方々のお話をお聞きしまして、今、道庁が行っている被害者支援の事業の重要性ということを改めて認識致しました。

道の計画は犯罪被害者等基本法第5条に基づき昨年3月に策定しました。策定時の外部委員会をそのまま引き継ぎ、弁護士会やドクター、臨床心理士の方などに集まって頂き、ご意見を頂いているところです。

国の調査によりますと、被害者支援に関しては大多数の方々が積極的な意志を持っているということです。しかし、現在の社会は犯罪被害者の方には、必ずしも平穏で暮らしやすいものではない事も併せて指摘されています。このため、犯罪被害者の方々が置かれている立場や状況を広く道民に紹介をして、犯罪被害者の名誉、生活への配慮など道民の理解を得るための事業ということで、来月旭川市で犯罪被害者週間国民のつどい北海道大会を開催します。また、12月には被害者支援道民のつどいを予定し、パネリストとして前田さんにも来て頂くことになっております。両会場とも「いのちのパネル」を設置します。

この他、中学生対象に「命の大切さを学ぶ教室」を3校ほど、大学生対象の社会促進授業を4校で実施する予定があり、さらには道内各地にある民間の相談所の人材育成の研修会も実施します。総合相談窓口の活動は、先ほど渡辺さんから年間1千件とのお話がありましたが、暴力行為や性被害、交通事故に関する相談が非常に多くなっております。札幌市内の方の相談が約7割ですが、もっと地方の方々にこの相談所を知って頂き利用して欲しいと思っています。

実際に事業を始めてまだ2年目で、経験不足が多々あるかと思っておりますので、会の皆様方の意見を聞きながら、進めて参りたいと考えております。ご理解、ご支援をお願いします。



WORLD DAY OF REMEMBRANCE FOR ROAD TRAFFIC VICTIMS

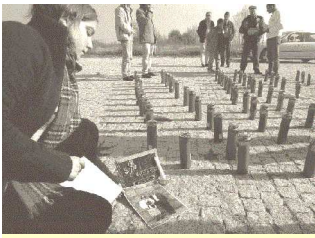
交通死ゼロへの提言

～安全問題 交通教育 公正捜査と裁判～

世界道路交通犠牲者の日

札幌フォーラムに50人つどう

11月16日 かでの2・7



11月第3日曜日の16日、「交通事故調書の開示を求める会」主催の「世界道路交通犠牲者の日 札幌フォーラム」に、50人を超える参加者が集いました。

テーマは「交通死ゼロへの提言」。幅広い視点から被害ゼロのための諸問題を討議しましたが、北海道交通事故被害者の会は「スロライフ交通教育の会」「交通権学会北海道部会」とともに協力団体として積極的に参加しました。以下概略の報告です。



司会は劇団ルート1の長崎亜美さん。最初に、これまでの幾多の交通被害者に黙祷を捧げ、続いて、このワールドデイが国連決議されるきっかけとなったイギリスのNGO「ロードピース」の創始者ブリジット・チャウドリーさんからのメッセージを紹介しました。

主催挨拶で「開示を求める会」の鬼沢雅弘代表が、ワールドデイの意義について話しました。(写真右)



南幌町の白倉裕美子さんは「娘は悪くない、捜査と裁判に公正を求めて」というテーマで警察の杜撰な初動捜査の実態を報告。調書開示の必要性を強く訴えました。(写真左)

北海学園大学准教授の川村雅則さんは、「交通運輸業界における規制緩和と安全問題」と題し、規制緩和政策によってもたらされた運転者の過重労働や安全に対する費用支出の減など実態を指摘。規制緩和を見直し、持続可能で安全・安心な交通運輸を、とゼロへの課題を提起しました。



江別高校教諭の池田考司さんは、「いのち教育としての交通教育を」と題し、被害遺族である江別市の高石洋子さん(当会会員)を招いて行った倫理社会の授業実践を報告。授業後の高校生の感想レポートは感動的でした。



メインの講演では、交通事故捜査や損害賠償問題に長年取り組んでおられるジャーナリスト、柳原三佳さんが、「公正捜査のために、今こそ交通事故調書の早期開示を」と題して講演。次から次へと全国で起きる信じられないような交通事故捜査の不正例を紹介した後、アメリカなど諸外国では事故直後の調書開示はパブリックインフォメーションとして当たり前になっていること。日本とは逆に、刑事処分決定後にはじめて非開示とされるドイツの警察官に「刑事処分が決まる前に調書開示しなければ何の意味も無いでしょう」と驚かれたこと、などが報告されました。

次に、柳原さん、内藤弁護士、白倉夫妻を発言者として「公正な捜査と裁判のために」というテーマのパネル討論。司会は前田が務めました。会場からの発言もあり、新しく導入される裁判員制度や被害者参加制度の中で、焦眉の課題となっている捜査情報の当事者への開示の課題を中心に掘り下げた討議が行われました。



最後に札幌アピールの提案を、拍手で確認。ゼロへの誓いを新たに、フォーラムを閉じました。
(前田記)



札幌フォーラムアピール

私たちは、国連が提唱した「世界道路交通犠牲者の日」に、大阪や東京、そして世界各地で行われている追悼と祈念の行動に連帯し、札幌フォーラム「交通死ゼロへの提言」に集いました。人が作ったクルマによる悲劇が日常になり、「静かなる大虐殺」を止められない社会は異常です。私たちは、これまでの多数の犠牲者の無念を心に刻み、本日のフォーラムを新たな出発点として、交通死傷被害ゼロへの誓いを国内外へ届け、その願い実現のため、草の根運動を進めます。

(Nov.16.2008 札幌フォーラム)

いのち、きぼう、未来「犯罪被害者週間全国大会 2008」報告

11/30 東京都文京シビックホール

6回目となる全国大会は、全国19の被害者団体で構成する「犯罪被害者団体ネットワーク」(愛称、ハートバンド)の主催で、250人の参加を得て行われました。

北海道からは、昨年を上回る14人(内山、荻野、佐藤(2)、白倉(2)、高石(3)、高橋、中嶋、前田、山下(2))の会員と家族が参加し、江別市の高石弘さんが実行委員長、南幌町の白倉さんは「被害者からのメッセージ」(p10に要旨)を担うなど成功のために大奮闘しました。

30日の午前は、プレイベントとして映画上映。本大会は挨拶のあと、福地禎明さんが「川口園児死傷事件」について講演。被害者の声として、白倉さんの他に、滋賀(少年犯罪)と栃木(交通犯罪)の遺族、家族が発言。さらに内閣府犯罪被害者等施策推進室の報告、渡辺博弁護士の「被害者の司法参加について」の講演、追悼セレモニーと続きました。

なお、前日29日は、恒例の被害者団体による交流会が行われ、貴重な出会いと再会の中で絆を深め、元気を分かち合いました。

2日間の様子を初参加の方の感想を交え報告します。

(写真は、舞台上のハートバンド。被害者団体の輪と支援の方の輪が追悼の花で作られています)



実行委員長挨拶(抜粋)

「飲酒ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会」共同代表 高石 弘

北から南まで日本全国から100名の犯罪被害者が集まっております。

事件の後、遠くに出かけることもなくなった被害者達もおり、この全国大会は、被害者がつながりを再生するという意味でも大きな意義を持ちます。そして大会の中で自分達の思いを社会に伝えられることは、被害者にとって大きな希望となります。

犯罪被害というものを考えた時、世界的流れとはいえず、日本でも考えていく必要があると声が上がり、礎いしづえを築いてくれた人々の努力で今があります。

被害者同士が手を取り合うのは、同じ思いをした者同士しか分りあえないという現実があるからですが、この大会は被害者だけではない沢山の人も思いを寄



せてくれています。その崇高さは真の人の心ではないかと思うのです。本当に感謝いたします。

参加報告 室蘭市 高橋利子

今回の大会参加のお話があったとき、正直申しますと、どのような大会で、どのような雰囲気の中で行われるのか検討もつかず、大変不安で、自分の中に潜む孤独の虫が参加することをためらいました。しかしそれらはまったくの杞憂でした。参加した被害者の会会員の皆さんを始め、全国の犯罪被害者の方との交流ができた事で、私の中で、何かが変わったように思います。参加して本当によかったと思います。

大会前日の交流会では、私のテーブルは交通犯罪被害者遺族の方ばかりでしたが、6人の方のお話をお聞きする事ができました。世界を旅することで、ご子息のご冥福を祈っておられる方、飲酒ひき逃げ厳罰化運動に取り組んでおられる方、ドライブレコーダー普及活動をされている方、今も裁判をされ、大変な状況の中に参加された方など、理不尽に奪われた愛する御家族の命を無駄にすまいと、それぞれの想いの中で活動し闘っておられました。何年経とうと悲しみは薄れる事がないことを共感しあえる、お仲間がそこにはいました。時間がとても短く感じました。

懇親会では、うって変って皆さんとても明るい笑顔でお話をされたり、美味しいご馳走に舌鼓をうち和やかな雰囲気でした。

翌日の大会は多くの参加者で会場は埋まり、厳かなうちにも強い意志の感じられるものでした。多くの被害者・遺族の方々の明日への希望につながり、多くの方へのメッセージを発した大会であったと思います。

今大会実行委員長を務められた高石さんをはじめ、ご尽力された皆様、有難うございました。

参加報告 旭川市 山下芳正

初めて参加させていただきました。当日は朝から緊張のため体がこわばるのを感じていました。息子のことや事故のことなどをふとした瞬間に考えている自分がいて、空港へ向う私の心は不安でいっぱいでした。

そんな中、飛行機に乗り込み、ふと目に入った日本航空1100便の乗務員名簿に「山下博之」の名がありました。副操縦士さんの名前が、偶然にも6年前交通事故で亡くなった息子と同姓同名だったのです。その名前を見た瞬間、先ほどまで事故のことを思い出しては不安だった心が、在りし日の頼もしく優しくした息子の事を思い出し、今度は安心から涙が止まらなくなりました。息子が私に「お父さん、大丈夫。ヒロがついているから」と言って、なんだか息子が操縦しているような気持ちになりました。本当に心穏やかな今まで体験したことのない不思議なフライトでした。

大会初日は、オリエンテーションが行われた後、「法律」、「歌」、「ヨガ」の3つの分科会が行なわれました。私は実行委員長の高石さんがリーダーの「歌」に参加し、息子の事件の署名活動を手伝ってくれた高校生が「お父さん(私)のために」と以前歌ってくれた

森山直太朗の「さくら」をリクエストしました。息子の事故現場の道道は街路樹に「さくらの木」が植栽されており、この歌を聞くと辛いばかりの現場に私を励ますように咲き誇る息子のような「さくら」を思い出すのです。



高石弘さん(中央)と木下徹さん(右)30日の茶話会にて

交流会では、交通事故犯だけではなく様々な犯罪で肉親を亡くされたり怪我をされたりした参加者の話を聞き、心が締め付けられるような思い

でした。そのような中、必死になって生きている皆さんの姿を拝見して勇気と希望をもらいました。

2日目は、映画「衝動殺人 息子よ」を観ましたが、涙々の2時間でした。結婚式を控えた息子が帰宅途中見ず知らずの若者にすれ違いざま刺され、「被害者遺族を保護するよう」法律を作る運動を進める姿が描かれており、色々と考えさせられる映画でした。最も強く心に残っているシーンは、息子さんが「こんなことで死ぬなんて、仇は必ず取ってくれよ」と言い、父親の腕の中で息をひきとったシーンです。

私達の息子は、事故を聞き駆けつけた時には治療室のベッドの上でもう意識がなく、動いている体も筋肉が硬直したり無意識で動いたりしていると看護師さんから説明がありましたので、息子の最後の声は聞けませんでした。私が声をかけた時上半身を起こし真直ぐに見つめる姿は、まるで「お父さん、俺は死にたくない」と訴えたように思えたことを思い出しました。これまで「命を奪われて許す人間なんていない」と信じ、息子のために厳罰(事案の実態に即した刑罰)を訴えてきたのですが、このシーンを見て自分のしてきたことに間違いはなかったと改めて強く感じたのです。

本大会に参加させて頂き、映画を観たり、犯罪被害者やその家族・遺族方々のお話や現状を聞いたりする中で、正しいことを訴え推進するのにはたくさんの障害があり、あきらめでは駄目だということ強く感じさせられ、心に傷を負ったまま自分達のような被害者や遺族が動かなければいけない理不尽な現状に、改めて迅速な法整備や支援の必要性を強く感じた2日間でした。

参加報告 札幌市 佐藤京子

私と娘は、今回初めて参加させて頂きました。

初日、同じテーブルに着いた彼女は、家族による殺人で、事件からまだ日が浅く、精神的、肉体的、経済的にも相当参っていて、話を聞いているうちに胸が痛くなりました。分科会に移り、私は歌声のグループに参加しました。回りを見ると先ほどの彼女も参加して居り、一緒に口ずさみ、手拍子をし、リクエストをし、とても喜んでいました。彼女の話の思い出すと、事件から今まで、こんな日が有ったのでしょうか。何かきっかけがないと外に出ることも出来ない彼女を、その背中を押してくれた同じ思いの仲間を支えられて、一日一日歩いてきたのでしょうか。皆がそばにいるから一歩を踏み出せ

た。こういう方々の為に全国大会が必要だと心から思いました。また次の日、講演で川口市の福地さんのお話を聞き、改めて沢山の人たちが、心ない扱いによって、悲しみと苦しみを受けていて、それは今も昔も何も変わっていないことに怒りを感じました。

娘はというと、一緒に来ていた子どもたちと親しくなり、夜は皆でイルミネーションを見に出かけました。次の日は娘の10歳の誕生日で、皆さんにお祝いをして頂きました。とても大切な思い出が沢山出来ました。

今手許には、笑顔の子どもたちの写真があります。この笑顔を大切に守っていきたい。子どもが犠牲になる事故を少しでも減らしていきたくて、息子の事故の後、思っていたことを思い出させてくれた大会でした。私は私らしく心のつながりを大切にこれからもゆっくり歩いていきます。今回参加させて頂き、心から感謝します。

参加報告 遠軽市 中島良子

夫が亡くなってから6年の歳月が流れましたが、これまでさまざまな事があり、生きていく希望も見いだせない日々が続きました。

誰にも話すことの出来ない苦しさの中、北海道交通事故被害者の会を知り、やっと分かり合える人と出会うことが出来ました。いろいろ話を聞いて下さり、私の身を心配していただいたことを心から感謝し、今こうしていられるのも皆様のおかげだと思っております。

この度、犯罪被害者週間全国大会に参加させて頂きました。大会前日29日の全体会では、全国に色々な被害者の会があることを初めて知りましたが、それぞれに苦しみを抱え、日々暮らしているのは皆同じだと実感しました。グループ交流では自己紹介と近況を話し合ったりしました。その後ヨガで体をほぐし、夕食の交流会では席の近くの人と話すことが出来ましたが、いずれも配偶者を亡くした方より、子どもさんを亡くした方が多く、裁判の話が多かったように思います。被害者の会の会員の精神的なケアがもっと必要と言ってくれた人がいたのが嬉しかったです。

30日の大会当日は途中退席でしたが、どの話も痛ましい事件ばかりで、冥福を祈るばかりです。一日も早く平和な世の中になって欲しいと思う毎日です。

最後に、私の心のよりどころとなりました相田みつをさんの詩を紹介します。

観音さまがみている
佛さまが見ている
みんな見ている
ちゃんとみている



北海道からの参加者(29日の交流会にて)

全国大会での発言から

調書の早期開示と公判前整理手続の見直しを

北海道交通事故被害者の会 白倉 裕美子



平成15年9月、暴走し反対車線へ侵入してきたトラックにより、当時14歳の長女美紗を失いました。

交通被害者の抱える問題点と北海道交通事故被害者の会の取り組みなどをお話させていただきます。(中略)

私たちが訴えていることは「交通犯罪被害者の権利と尊厳」です。

交通事故に関しての問題点を挙げてみると

- 1、事故＝過失という社会的軽視
- 2、事件捜査ではなく、事故処理を行う捜査機関の2つがあります。

一つ目に挙げた、社会的軽視の象徴として、尊い人命が通り魔的に奪われても、重篤な後遺障害が残る怪我を負わされても、原因が交通事故となれば、「やる気で作ったわけじゃない」「運が悪かったと思うしかない」と言われることが多々あります。車を凶器とした犯罪であり事件なのですが、犯罪被害者という扱いをされることは、ほとんどありません。

二つ目の捜査機関の問題は、何よりも被害者を苦しめている状況が繰り返されています。

事故発生の連絡を受け、警察が出動し実況見分が行われるのですが、ここで他の犯罪と違うことがあります。道路という公益の場で起こることです。つまり、道路利用者があるわけですから、いつまでも現場保存をしておくということが出来ません。結果、警察も道路の開通を急いでしまうのです。

そこに交通犯罪の象徴である初動捜査の問題が出てきます。警察にも交通事故だからという甘い認識もあるのかもしれません。ひき逃げ以外で鑑識が出ることも、聞いたことがありません。

そのため、一方が亡くなった場合などは特に、一方の指示説明を求め矛盾がないと判断すれば実況見分は終了してしまいます。ブレーキ痕なども警察官の目視での判断のみが多く、私達の望む科学的根拠に基づいた証拠保全、物証の確保や写真撮影がきちんと行われていない場合が多く、時間が経過した後不起訴通知が突然届く、略式起訴で終わっていた、裁判になって驚くような事実が告げられるなどの事態が多々発生しています。

積極的に被害者が動かなければ、ブレーキ痕などの証拠は消えていく、加害車両は廃車にされてしまいます。車という凶器で命が奪われた者の尊厳を守るためには、まずどのような捜査が行われたのかを早期に開示させることで、事故処理ではなく捜査を行わせること、物証が残っている可能性が高い段階

での調査開示が重要になってくるのです。

裁判になるまで書類を公の場に出してはならないという刑事訴訟法47条が警察の杜撰捜査を招いているとしか思えません。特に交通犯罪の場合の起訴率は低く、送検されても多くは略式起訴で裁判となる事案はほとんどありませんから、そのような裁判になるかもわからない書類を殺人事件同様に作成するのかという捜査員の意識に対しても疑念があります。家族にとっては凶器が車であるというだけで、殺人事件という気持ちになります。警察との温度差は大きく、結果不信感を抱くことになってしまいます。

処理という簡単な扱いをさせないために家族に出来ることは、捜査状況のチェック機能を働かせることしかありません。断言して言えることは、被害者遺族が警察よりも誰よりも厳しい目で事件を見ることが出来るということです。警察が捜せなかった目撃者を探し出す執念も凄まじいものがあります。被害者家族の事件に対する厳しい目を、捜査機関は甘く見てはいけなと思います。

捜査機関との相互協力が理想であり、交通事犯に関しては特に、事件直後からの捜査資料開示が警察にとっても被害者にとっても一番必要と思います。

この国は、検察官による起訴独占主義であり、有罪率100%に固執した傾向が強く、否認事件や証拠能力が弱い事件の起訴に消極的です。警察の初動捜査、物的証拠の保全がしっかりなされなければ、被害者であるべき人が被疑者とされたり、被害者側に過失を押し付けられ不起訴とされてしまう事案、略式起訴でという軽い処分が後を絶たないでしょう。

被告の指示説明で作られた不公正裁判により、いつまでも苦しみ続けることがなくなることが、私達の何よりの願いなのです。

杜撰な処理を行わせないためには、事件後実況見分調書が完成した時点で、被害者に対し公開することを制度化すれば警察官も安易に加害者の指示説明に頼る手法はできなくなるはず。早期の調書の開示が、最終的には公正な裁判へと繋がると確信していますので必ず実現させたいと思っています。

最後になりますが、北海道交通事故被害者の会は、被害者を蚊帳の外に置いた公判前整理手続に関し、要望や意見を強く述べています。

公判前整理手続は、裁判を迅速にわかりやすく進行させるため、つまり裁判員制度を見据えて制定された制度です。裁判官・検事・被告弁護人の三者が、非公開で、証拠の整理を行い、争点を明らかにして、裁判では、そこで決められた争点、つまり被告の否認事項に関する審議が始まるのです。

何より問題なのは非公開であること、そして被害者は事件内容の把握も出来ないまま、でも被告の参加は認められているということです。密室、不透明、不公正の温床であるこの制度により、不利益を被っている遺族が現実にいるのです。

そして、初公判から判決までの日時もすべて、この手続きの中で決定されてしまいます。被害者の意見を反映させることとされていますが、この制度に付した裁判は原則連日の開廷とあるので、被害者が裁判期日をもう少し空けてくれるよう要望しても、

制度の趣旨に反することになりますから、意見が反映されているとも言えませんし、手続きの進行状態を詳しく教えてもらえることもありません。

更には意見陳述に対する裁判所からの制約、わかりやすさ重視で遺族に断りもなく突然犯行現場写真が法廷のスクリーンに流されるなどの問題点を正していかなければいけないと考えています。これは明らかに、司法による横暴な権力行使であり、被害者への二次被害となっているのです。待ち望んでいた裁判が、加害者の否認事項に関しての審議ですから、被害者は事件の全容把握が非常に困難となり、知る権利も尊厳も全く無視されているのです。

明日も法務省に出向き、北海道交通事故被害者の会として、調書の早期開示と公判前整理手続の見直しを求める要望書の提出を行います。

悲惨な交通犯罪の被害に遭われた方々の想いを胸に、生きている私たちが出来ることをしっかりとやり遂げていかなければと思っています。



(関連記事: 15,19,20,21,22, 25,26,27 の各号)

以下は白倉さんの娘さんから寄せられた手記です。
(写真は亡き美紗さん)

特別寄稿 14歳から先の人生を 大好きなお姉ちゃんと 白倉 紗穂 (14歳)

私はこの五年間ずっと両親のことを見てきました。じっと見てきました。お姉ちゃんが亡くなった年から今まで。

最初は何が起こったかわからなくて、「もうお姉ちゃんとは話せないかもしれない」と病院に行くのにおばあちゃんが迎えに来たときも「意味分かんない。これは冗談だ、皆で紗穂をだまそうとしているんだ」と嘘であることをずっと願っていました。でも病院に着いたら皆が、滅多に泣かないお母さんがひれ伏し泣いていて、冗談なんかじゃないことを知らされました。そこからは、もうほとんど覚えていません。夜になって朝になって、また夜になって・・・その繰り返しで、いつの間にかお姉ちゃんはどこにもいなくなっていました。

それから毎日、お父さんとお母さんは忙しそうに動き回っていました。遅くまでどこかに出かけて、帰って来たらとても疲れた顔をしていて・・・二人とも笑うことが少なくなって、ふらふらしながら書斎にこもっていました。そのころの私は二人が何をしているのかなんてわからなかったけど、お姉ちゃんのために頑張っているという事はわかりました。でも、かまってもらえないのはとても辛かったです。家にいても難しい顔ばかりしているし、話しかけても適当な返事しか返ってこない。

二人に無理はさせたくないと思っているのに、自分を見てもらうためわがままを言ったりして、お母さんを困らせていました。今考えるとそんな自分にめちゃくちゃ腹が立ちます。二人はそんな私をどう思っていたのでしょうか？ とにかく私はそのころは本当にチビで、二人に迷惑と苦勞ばかりかけていたとおもいます。お母さんに「もうやめようか。寂

しい思いさせているし」と言われたことがありました。かまって欲しいと思っていたのに、「今やめたらお姉ちゃんが悪いって認めることになるから続けて」と、頑張っしてほしいと思ったのです。両親の活動の意味が少しずつ理解できていたからかもしれません。

その私が初めてほんの少し頑張ったと思うのは、小学六年生の頃です。お姉ちゃんの裁判が始まったときでした。裁判で、初めてお姉ちゃんを殺した奴を見ました。本当に憎くて憎くて、自分には全然わからない言葉が飛び交う中ずっとアイツを睨みつけていました。そうしてないと、人を殺しておいて偉そうにしているアイツを、(こんな事考えちゃいけないかもしれませんが)殴り殺してしまいたくなってきそうだったからです。睨み続ける中でたくさんの事を考えました。

そんな時、両親は私に意見陳述というものがあると教えてくれました。はっきり言うと私に最初は勇気なんてなかったし、なによりちゃんと話せるか不安でした。でも、やると決意したとき一番辛かったのは文章を考えることです。今まで無意識に考えないようにしていたことを自分から思い出すのは本当に辛くて、涙が止まりませんでした。楽しかった事を思い出すのがこんなに辛いなんて。完成して読む練習に入ったときも、私はずっと泣きっぱなしでした。たくさんのお姉ちゃんとの思い出があふれ出してきて。そして本番大丈夫だろうかと不安で仕方ありませんでした。

本番、私は案の定泣いてしまいました。裁判官の前に立ちアイツの近くで読み始めたとき、悲しいのと憎い気持ちでごちゃごちゃになりました。でもどんなになっても最後までちゃんと読みきるのが約束だったので、声は聞こえなかったかもしれないけど読みきりました。終わったとき、私は初めてお姉ちゃんの、そしてお父さん、お母さんの役に立てたんじゃないかと思いました。

私は今中学二年生で、14歳と8カ月になりました。お姉ちゃんは14年と6カ年しか生きられませんでした。私は今、お姉ちゃんが過ごすことの出来なかった日々を過ごしています。私は「誕生日が来なければいい」とずっと思っていました。妹が姉を追い越すなんて、本当は絶対にあってはならない事を受け入れられなかったのです。でも実際に追い越した今、私は普通に笑っています。生きています。でも私だけこうしているのをお姉ちゃんは怒っていないだろうかと思うことがあります。自分だけがどうして生きていないのかと。そう考えることがあります。そんな人を恨んだり妬んだりするお姉ちゃんではない事は分かっているのに。このことを考えると、いつも頭がぐちゃぐちゃになります。私はお姉ちゃんの死を受け入れてしまったのか？でも受け入れていないのです。多分この文章変だとは思いますが、自分で自分がわからないのです。

だけどそれでも両親の活動の大きさや意味を理解したとき、考え付いた事がひとつだけあります。それは、これからもっと積極的に両親がしている活動を手伝っていくことです。それが、今この14歳から先の人生を大好きなお姉ちゃんと共に生きていける方法だと思ったから。

司法や国を変えていくために家族で頑張っていこうと思います。

公判前整理手続へ被害者側参加を 12/1 法務大臣宛要望書提出

全国大会の翌日12月1日、法務省へ赴き、懸案であった公判前整理手続の見直しを求める要望書提出を行いました。



超党派の交通事故問題を考える国会議員の会、事務局長の細川律夫議員にお世話いただき、下記要望書を手渡すとともに、約1時間の面談を行いました。

対応したのは法務省刑事局の菊池浩参事官他4名。実際に公判前整理手続に付され不条理を体験した白倉さんご夫妻も出席し、夫妻が事前に提出していた質問書に答える形で面談が開始されました。

私たちが要望理由で指摘した矛盾について、刑事局は「(この件については)要望もあり法制審議会で検討はされた。改正法に3年後の見直し条項があるので実施状況をみたい」という主旨の返答。今後さらに働きかける必要を痛感しました。

なお、面談後半は、7月に4団体で法務大臣に提出した調書の早期開示について再度要請。同席した柳原三佳さんも「外国ではパブリックインフォメーションとして開示している」と指摘強く迫りました。

最後に菊池参事官が「真相解明に果たす被害者の役割については、全ての検察官が深く認識しなければならぬと思う」と述べたことは重要でした。

(前田記)

要望書

平成20年12月1日

法務大臣 森 英介殿

北海道交通事故被害者の会

《 要望事項 》

犯罪被害者等基本法前文および第18条の趣旨並びに被害者参加制度の実施を受けて、公判前整理手続に被害者ないし被害者参加人弁護士が出席できることとする内容の法改正を求めます。

《 要望理由 》(要旨)

被害者参加制度は、平成17年11月施行の公判前整理手続が定められた刑訴法改正時には既定のものではありませんでした。そのため、裁判員裁判における裁判員の負担軽減のための集中的・連日的審理が主要命題と考えられる公判前整理手続において、従来からの被告の権利は丁寧に尊重される一方、被害者側の参加の権利は一顧だにされず、結果として、犯罪被害者等基本法18条の「刑事に関する手続に適切に関与することができるように」との主旨との離反が明確になっているのです。

公判前整理手続において、争点整理のための請求証拠の扱い、期日設定等々について出頭ができ意見が求められる被告側に対し、被害者側はどうして参加できないのでしょうか。被害者参加人に委託を受けた被害者参加弁護士が出頭出来ないまま、既に争点が整理され、決定された証拠調べに公判に臨むのであれば、被告側との不公正さは歴然です。

ようやく「被害者参加人」となることができた私たち被害当事者は、刑事手続に「適切に関与」どころか、従前よりも「蚊帳の外」という立場に追いやられるこの事態に司法制度への不信を募らせています。犯罪被害者等の「尊厳にふさわしい処遇を保障」(基本法第3条)するならば、その固有の権利から、そして今次の参加制度との整合性を図るためにも所要の法整備は急務と考えます。

会の日誌

2008.8.20 ~ 2009.1.10.

会合など

- 8/25 会報27号発送
- 8/29 道への要望書提出、道警との意見交換会
- 9/10 10/16 11/12 12/10 世話人会・例会
- 10/18 「フォーラム・交通事故 2008」
- 11/16 「世界道路交通犠牲者の日 札幌フォーラム」
- 11/30 「犯罪被害者週間全国大会 2008」(東京)

体験講話

- 9/10 出光興産北海道製油所 10/23 留萌中部3町村交通安全女性大会(高石)
- 9/25 道警北見方面本部(山下)
- 10/8 苫小牧西高校 11/5 月形学園 11/7 指定自動車教習所職員研修 11/25 札幌平岡高校
- 12/11 札幌厚別高校 12/12 札幌市北地区高等学校交通事故防止連絡会議(前田)
- 12/19 札幌月寒高校定時制(小野)

- 免許停止処分者講習 8/28 細野 9/19 佐川
- 10/31 荻野 11/28 小野 12/25 二宮

パネル展示

- 8/22 ~ 28 清田区民センター 9/5 ~ 11 東区民センター
- 9/29 ~ 10/3 札幌技術専門学校 10/6 ~ 10 北海学園大学 10/18 か
- でる2・7 11/12 ~ 14 中央区民センター 11/16 か
- でる2・7 11/16 ~ 19 札幌地下街オーロラスクエア(世界道路交通犠牲者の日:写真上) 11/22 ~ 29 札幌国際大学 11/25 旭川ターミナルホテル 11/26 ~ 28 上川支庁 12/17 か
- でる2・7



《 会員の皆さんへ 》 例会予定 2月18日 3月11日 4月8日 13時 ~ 事務所
2008年の定期総会・交流会は 5月16日(土) 13:30 ~ 「かでの2・7」です。